

# 研究教授・准教授の称号付与制度について

## ○趣 旨

優れた研究業績を有する研究者が、研究代表者として一層活躍することを促進するため、現行の研究教授に加え、新たに研究准教授の称号付与制度を創設する。

## ○資格要件

	項 目	研究教授の基準	研究准教授の基準
職位に関する項目 【規則第2条】	職位	准教授	講師、助教
論文に関する項目 (全てに該当※1) 【要項第2条第3項】	中心的執筆者としての直近5年の論文数	年間平均1報以上	年間平均1報以上
	Top10%論文数	1報以上	1報以上
	過去5年のQ1ジャーナル論文数	1報以上	1報以上
外部資金等に関する項目(申請年度または前年度において、いずれかの項目に該当) 【同第2条第4～6項】	研究代表者である外部資金額	1件で年間1千万円以上 且つ、1年間の合計が 2千万円以上	1年間の合計が800万円以上※2
	海外の政府等が所管する制度により支援を受けた国際共同研究	研究代表者(日本側代表を含む)であること	研究代表者(日本側代表を含む)であること
	年間1千万円以上の外部資金による国際共同研究	研究代表者であること	
	上記のいずれかの項目に準じており、1件2千万円以上(年間平均)の外部資金を研究代表者として申請しようとしている者		
受賞歴に関する項目 【同第2条第7項】			顕著な受賞歴がある者

※1 研究担当理事が定める「大学として特に重要とする競争的外部資金(創発的研究支援事業、CREST、科研費基盤研究(A)以上等)」を獲得している研究者については、2項目以上に該当することを条件とする

※2 書類上の研究代表者でなく、研究計画に関して、実質的に責任を持って遂行する研究の外部資金獲得額とする

## ○被称号付与者へのインセンティブ(研究教授、研究准教授共通)

外部資金(間接経費割合が30%のものに限る)の間接経費配分に関する特例【規則第7条、要項第4条】

- ・初年度 - 全学分を55%、部局分を45%とし、部局分のうち5 pointに相当する金額を外部資金を獲得した研究教授・研究准教授に配分
- ・次年度以降 - 全学分を58%、部局分を42%とし、部局分のうち2 pointに相当する金額を外部資金を獲得した研究教授・研究准教授に配分

## ○その他

- ・若手(45歳以下)で研究教授・研究准教授の称号を付与された者は、令和2年度から開始している「若手研究者育成支援パッケージ」による支援対象者とする。
- ・称号を付与する期間は、称号付与日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- ・当該称号の更新については、規則第3条に準じて行い(通常の申請と同じ)、運用要項第2条の基準を資格要件とする。ただし、運用要項第2条第4項から第6項に規定する「年間」については、称号付与期間のいずれかの年度とする(付与期間中に一度でも基準を満たしていれば更新を可とする)。